

# 島尻特別支援学校 幼児児童生徒指導基本方針

## 第1章 幼児児童生徒心得

### 1. 礼法

(1) 言葉遣いは丁寧に、応対は誠実な態度で行う。

### 2. 服装・容儀

(1) 生徒は登下校時及び校時中は、以下の学校指定の制服を着用すること。(中学部・高等部)  
白の半袖か長袖シャツ、黒の標準型学生ズボン、標準型学生服。または、白の半袖か長袖シャツ、黒のビロードリボン、黒のヒダスカート、学校指定ジャケット。

### 3. 通学

(1) 午前8時45分を登校時間とし、完全下校は午後5時とする。  
(2) 車両通学(自転車を含む二輪車・乗用車)は全面禁止とする。(中学部・高等部)

### 4. アルバイト

(1) アルバイトは原則として禁止とする。特別な事情がある場合は、許可(許可の申請必要)をとる。

## 第2章 遅刻、早退、欠席の指導に関する規程

### 1. 遅刻

(1) 始業のチャイムが鳴り終わるまでに、入室していなければ原則として遅刻とする。  
(2) 遅刻をした場合は、担任・教科担任等の指導・許可を得て入室する。

### 2. 早退

(1) 登校後やむをえず早退する場合は、学級担任もしくは副担任、担当する職員に連絡をすること。  
※原則、保護者等への引き継ぎとする。

### 3. 欠席

(1) 無届欠席については、電話連絡などにより、保護者に確認する。  
(2) 長期欠席については生徒指導委員会で審議し、各学部で対応する。

### 第3章 懲戒規程（学校教育法施行規則 第26条の規定に準ずる。 ※高等部のみ）

1. 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。
2. 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。
3. 前項の退学は、公立の小・中学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。
  - 一. 性行不良で改善の見込がないと認められる者
  - 二. 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
  - 三. 正当の理由がなくて出席常でない者
  - 四. 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者
4. 二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

※懲戒についての処分は、原則として保護者同席のもと訓戒を与える。

⇒訓戒とは物事の理非・善悪を教えさとし、戒めること。

幼児児童生徒指導基本方針については、生徒の実態及び家庭の状況等に応じて弾力的に取り扱う。

#### 附 則

この基本方針は、平成24年7月19日 より施行する。

平成26年4月1日 一部改正

平成28年5月18日 一部改正

平成30年4月6日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正

令和6年4月1日 一部改正